

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議結果について

## 協議の進め方

指定地方公共団体が規制の特例措置を提案

【平成31年度春：1特区から1項目 令和元年度秋：1特区から1項目 令和2年度春：4特区から9項目】

### 国と地方の協議

内閣府の調整の下、指定地方公共団体と関係省庁が協議

### 協議結果

	①取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意し、協議終了	②現行制度の運用解釈により提案内容が実現可能であることが明確にされたため合意し、協議終了	③代替案等、担当省庁から示された見解を踏まえ、提案自治体が再提案に向けて再検討。一旦協議終了	④国家戦略特区において実現した同内容の特例措置により解決可能となったため、協議終了
平成31年度春	0	0	0	1
令和元年度秋	0	1	0	0
令和2年度春	1	2	6	0

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議結果について①

## ① 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの

### 特定伝統料理海外普及事業における外国人料理人の一事業所当たりの受入れ人数の拡大

【京都市地域活性化総合特区（京都市）】（令和2年度春提案）

#### 提案内容

「特定伝統料理海外普及事業」において、意欲の高い外国人料理人の受入れを進め、事業目的に必要な人材を更に増やすため、**1事業所当たりの受入れ人数を「3人以内」から「6人以内」**へ拡大していただきたい。

#### 協議結果

##### ○法務省見解

**受け入れる外国人調理人の数が指導可能調理人の数を超えないこと**を要件として、令和3年度内に告示改正を行う方向で指定自治体と検討を進める。

⇒指定自治体は当該要件を付すことを了解。

##### ○厚生労働省見解

受入拡大にあたっては、本事業での外国人料理人の取組状況や技能習得の成果が、**帰国後にどのように活かされているかをより詳細かつ確実に把握することとされたい。**

⇒指定自治体は外国人料理人の帰国後の活動について確実な把握に努めるとの回答を示し、了解。

##### ○農林水産省見解

**外国人料理人の現場における管理について、特区および事業者において責任をもって対応されたい。**

⇒指定自治体は日本料理アカデミーとの緊密な連携による管理体制の下、店舗が日本の食文化海外普及人材育成事業等で受け入れている外国人料理人の状況も勘案しながら、引き続き、特区事業における受入れ時の対応や、受入中の監査の実施等、責任をもって対応するとともに、そのスキームづくりについて国と協議をすることで了解。

指定自治体は上限人数の受入拡大にあたって各担当省庁から示された要件について了解したため、協議を終了する。

## 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議結果について②

② 現行制度の運用解釈により提案内容が実現可能であることが明確にされたため合意したもの

### 「医薬品の範囲に関する基準」に規定する「医薬品的な形状の解釈」の明確化について

【みえライフイノベーション総合特区（三重県）】（令和元年度秋提案）

#### 提案内容

アンプル形状の樹脂容器を飲料用食品の製造過程において容器材料として使用する場合であっても、出荷流通する製品が通常人に医薬品的な形状であるとの認識を与えないよう、外観上一目でアンプル容器と誤解されない措置が講じられる場合には、当該製品は、「医薬品の範囲に関する基準」の「I 医薬品の判定における各要素の解釈 3 医薬品的な形状の解釈」後段の但書の適用対象とはならないことについて解釈を明確化していただきたい。

※医薬品の範囲に関する基準

I - 3 医薬品的な形状の解釈（抜粋）

ただし、アンプル形状など通常の食品としては流通しない形状を用いることなどにより、消費者に医薬品と誤認させることを目的としていると考えられる場合は、医薬品と判断する必要がある。

#### 協議結果

厚生労働省より、事業者作成の樹脂容器サンプルを確認したところ、当該樹脂容器についてはアンプルの形状ではないことから**医薬品には該当しない**と判断されるため、現行法令で対応可能であるとの見解が示され、指定自治体は了解したため、協議を終了する。

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議結果について③

② 現行制度の運用解釈により提案内容が実現可能であることが明確にされたため合意したもの

## 住宅領域での水素吸蔵合金による水素貯蔵に係る規制緩和

【グリーンアジア国際戦略総合特区（福岡県、北九州市、福岡市）（令和2年度春提案）】

### 提案内容

建築基準法では住宅領域における水素吸蔵合金の利用について定められていないため、建築審査会の同意を得て特定行政庁が許可しなければ、住宅地等に水素吸蔵合金を用いて水素を貯蔵することができない。

このため、水素吸蔵合金の利用についての統一基準を設け、国土交通省から各都道府県への通達という形で示していただきたい。

#### ※水素吸蔵合金

- ・水素を容易かつ安定に吸蔵及び放出することのできる合金
- ・圧縮水素や液体水素よりもコンパクトに貯蔵が可能
- ・低い圧力（1 MPa以下）での運用が可能

### 協議結果

国土交通省より、以下の見解が示された。  
○水素の貯蔵に係る本提案の設備についても、平成25年通知「建築基準法における電気、ガス等を供給する設備の取扱いについて」における「建築物に附属するもの」として取り扱って差し支えないものであり、当該技術的助言を再周知する。

○今後特定行政庁より、具体的な水素吸蔵合金による水素の貯蔵施設の建築に係る相談があった際には、適切に対応していく。

指定自治体は上記見解を受け入れ、今後、統一基準の設定等に向けた条件等が揃った場合は、必要に応じて改めて提案することとしたため、一旦協議を終了し、国土交通省において通知発出に向け具体的な調整を進めることになった。

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議結果について④

② 現行制度の運用解釈により提案内容が実現可能であることが明確にされたため合意したもの

## 海洋再生可能エネルギー実証フィールドにおける環境アセスメントの規制緩和

【ながさき海洋・環境産業拠点特区（長崎県、長崎市、佐世保市、西海市）】（令和2年度春提案）

### 提案内容

出力1万KW以下の洋上風力発電実証実験の際の環境影響評価で得られたデータを同規模の実運用発電の際の環境影響評価において有効活用し、評価項目の一部省略・代替を認めてほしい。

### 協議結果

環境省より、以下の見解が示された。

- 出力1万KW以上の実用事業を実施する場合、先行して実証海域で実施した事業で得られたデータについて、法に基づく環境影響評価を実施する際の環境影響評価図書に活用できる場合がある。
- 具体的に環境影響評価図書に活用できるデータの項目・内容については、**実用事業における事業特性および地域特性等の諸条件をふまえて判断される。**

指定自治体は上記見解を了解し、今後具体的な事業実施の際に、必要に応じて個別に事業者から環境省へ相談実施することとしたため、協議を終了した。

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議結果について⑤

## ③-1 担当省庁から示された代替案について、提案自治体が再提案に向けて再検討することとしたもの

### 風営法の特定遊興飲食店営業許可に伴う、構造要件(最低面積要件(33㎡以上))の特例創設

【アジアヘッドクォーター特区(東京都)】(令和2年度春提案)

#### 提案内容

風営法における特定遊興飲食店営業許可を受けると、深夜に客に遊興をさせ、酒類を提供することができるが、**営業許可要件として各客室1室あたりの営業面積が33㎡以上であることが定められている。**

このため、特定遊興飲食店営業の許可に関連し、個別の営業所における、客室の利用方法や安心・安全の管理方法を届け出る仕組みをつくり、営業所に一律でかかる基準である「構造要件」に特例を創設して頂きたい。

※風営法施行規則第75条第1号

客室の床面積は、一室の床面積を33㎡以上とすること。

#### 協議結果

警察庁より、以下の見解が示された。

○特定遊興飲食店営業においては、接待が禁止されていることから、提供するサービスは不特定の客を対象としたものであることが必要である。このため、接待を行うことができる風俗営業における客室の床面積要件を踏まえるなどして、特定遊興飲食店営業において行われる客に遊興させる行為が特定の客を対象としたものとならないよう客室の床面積要件を定めている。

○このことは、提案のような届出を設けるか否かにかかわらずいえることから、提案を認めることは困難である。

○一方で、床面積が33㎡に満たない客室を設けて客に遊興をさせる営業については、特定の客を相手とした接待を行う営業として評価され得るものであるから、原則として、風営法第2条第1項第1号に該当する風俗営業の許可の対象となるものであると考えられる。したがって、風俗営業としての許可を取得することにより、営業時間(深夜における営業の原則禁止)や営業地域(営業制限地域)等の規制を受けることにはなるが、都道府県が条例で指定した地域においては、当該条例で定める時まで風俗営業の営業を営むことができることとなる。

指定自治体は上記見解に対し、**代替案として示された条例改正での対応も視野に入れつつ**、今後33㎡未満の客室を設けて営業している既存のライブハウス等の類似施設の運営実態等を確認し、接待が行われていないなどのエビデンスが確認できた際は、**再提案について検討する**としたため、一旦協議を終了する。

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議結果について⑥

## ③-1 担当省庁から示された代替案について、提案自治体が再提案に向けて再検討することとしたもの

### 風営法の特定遊興飲食店営業許可に伴う、構造要件(照度基準)の特例創設

【アジアヘッドクォーター特区（東京都）】（令和2年度春提案）

#### 提案内容

風営法における特定遊興飲食店営業許可を受けると、深夜に客に遊興をさせ、酒類を提供することができるが、**営業許可要件として照度基準（原則10ルクス以上）**が設けられている。

このため、特定遊興飲食店営業の許可に関連し、個別の営業所における、客室の利用方法や安心・安全の管理方法を届け出る仕組みをつくり、営業所に一律でかかる基準である「構造要件」に特例を創設して頂きたい。

※風営法施行規則第75条第5号  
第九十五条に定めるところにより計った営業所内の照度が10ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること

#### 協議結果

警察庁より、以下の見解が示された。

○10ルクス以下で営まれる低照度飲食店は、風俗事犯をはじめとする違法行為の温床となったり、非行少年のたまり場となったりするおそれがあることから、深夜営業を許容する特定遊興飲食店営業では認められず、あくまで風俗営業（風営法第2条第1項第2号）として規制する必要がある。

○このことは、提案のような届出制を設けるか否かにかかわらずいえることから、提案を認めるのは困難である。

○一方で、照度が5～10ルクスである客室を設けて客に遊興させる営業については、風営法第2条第1項第2号に該当する風俗営業の許可の対象となるものであると考えられる。したがって、風俗営業としての許可を取得することにより、営業時間（深夜における営業の原則禁止）や営業地域（営業制限地域）等の規制を受けることにはなるが、都道府県が条例で指定した地域においては、当該条例で定める時まで風俗営業の営業を営むことができることとなる。

指定自治体は上記見解に対し、代替案として示された**条例改正での対応も視野に入れつつ、店舗運営等の実例において支障や課題が明確になった際は、再提案について検討したい**としたため、一旦協議を終了する。

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議結果について⑦

## ③-1 担当省庁から示された代替案について、提案自治体が再提案に向けて再検討することとしたもの

### 風営法の特定遊興飲食店営業許可手続における「許可要件事前認証制度」の導入

【アジアヘッドクォーター特区（東京都）】（令和2年度春提案）

#### 提案内容

風営法の特定遊興飲食店営業申請は、事前に営業所の完了検査が必要であり、営業許可に際しては保育園等の保全対象施設との一定の離隔距離が要件とされているため、施設建設に着手後、営業許可を得る前に保全対象施設が近隣に立地することとなった場合、営業許可が得られずライブハウスの設置ができなくなるリスクを減らしたい。

これについて、営業所計画時点で、計画概要書の提出をもって許可要件への事前適合審査を行うことができ、その時点で要件を満たしている場合には許可要件事前認証を発出し、認証内容を公示する「許可要件事前認証制度」の導入を検討して頂きたい。

#### 協議結果

警察庁より、以下の見解が示された。

○営業所設置許容地域の規制の趣旨は、保全対象施設がその設置目的を十分に達成することができるようにするため、その施設の周辺の静穏や清浄な風俗環境を保持することであり、ここでは、静穏な環境の下で円滑に保全対象施設における業務を運営するという保全対象施設の開設者等の個別の利益とともに、保全対象施設の不特定多数の利用者のために保全対象施設周辺の清浄な風俗環境を保全するという公益の保護が図られている。

○特定飲食店営業の許可申請について、提案中の「許可要件事前認証制度」を導入した場合、このような環境の維持に支障が生ずるおそれが高く、保全対象施設に係る個別の利益や公益の保護に影響を及ぼすと考えられることから、提案を認めるのは困難である。

○一方で、都道府県は、条例により、一定の施設を包括的に保全対象施設と定めつつ、一部の区域においては保全対象施設を定められないなど、地域の実情に応じ、保全対象施設に係る規制を柔軟に定めることが可能である。

指定自治体は上記見解に対し、代替案として示された条例改正での対応可否について再検討するとともに、警視庁へ協議を行うことなども検討しつつ、引き続き、法令等の解釈・運用等について内閣府を通じて確認・調整し意見照会等を行うこととしたため、一旦協議を終了した。

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議結果について⑧

## ③-1 担当省庁から示された代替案について、提案自治体が再提案に向けて再検討することとしたもの

### 風営法の特定遊興飲食店の許可に係る営業制限地域の指定に関する基準の緩和

【アジアヘッドクォーター特区（東京都）】（令和2年度春提案）

#### 提案内容

風営法では、**保全対象施設(保育所等)の敷地の周囲おおむね100m(水平面の距離)以内における特定遊興飲食店営業は認められていない。**

このため、例えば高層の複合建物において、低層部に保全対象施設があり、高層部でダンスクラブ等の営業を行おうとした場合、保全対象施設の周囲おおむね100m以内に特定遊興飲食店が存在することとなり、特定遊興飲食店は営業許可を受けられないこととなる。

アフターMICEや外国人観光客が安心して楽しめる健全なナイトライフ環境を充実させ、都心部の国際競争力強化及び首都機能の向上を目的に、営業制限地域の指定基準に関して、「保全対象施設の敷地からの水平距離による制限」ではなく「**保全対象施設からの空間距離による制限**」として頂きたい。

#### 協議結果

警察庁より、以下の見解が示された。

○「おおむね100m」の測り方について、仮に提案のとおり解釈運用基準を改定した場合、合理的な規制とならないことが懸念される。例えば、高さ100m以上の高層部に特定遊興飲食店が所在するビルの周辺地域に保育所等の保全対象施設が所在する場合において、当該特定遊興飲食店から下りてきた酔客の喧噪等による当該保全対象施設への影響は、周辺地域の特定遊興飲食店から出てきた酔客の喧噪等によるものと同程度となり得るにもかかわらず、当該高層部では特定遊興飲食店が立地可能となる一方で、当該保全対象施設に隣接する地域では特定遊興飲食店が立地できないこととなるなど、合理的な規制とならないことが懸念されることから、提案を認めるのは困難である。

○一方で、都道府県は、条例により、一定の施設を包括的に保全対象施設と定めつつ、一部の区域においては特定の施設を保全対象施設から除外するなど、地域の実情に応じ、保全対象施設に係る規制を柔軟に定めることが可能であることから、例えば、問題となる施設を条例により保全対象施設から除外するなどして、当該保全対象施設及び特定遊興飲食店が同一建物等に立地することが可能となる。

指定自治体は上記見解に対し、**代替案として示された条例改正での対応可否について再検討するとともに、警視庁へ協議を行うことなども検討しつつ、今後、追加の代替案が例示できる見込みになった等の際には再提案を検討したい**としたため、一旦協議を終了する。

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議結果について⑨

③-2 対応しないとの担当省庁の見解に対し、提案自治体が現行制度の課題の整理及び課題解決のための本特例措置に対するニーズの把握を行い、再提案を検討することとされたもの

## 風営法の特定遊興飲食店営業許可に伴う、構造要件(見通し基準)の特例創設

【アジアヘッドクォーター特区（東京都）】（令和2年度春提案）

### 提案内容

風営法における特定遊興飲食店営業許可を受けると、深夜に客に遊興をさせ、酒類を提供することができるが、**営業許可要件として客室内部に見通しを妨げる設備（高さが概ね1m以上）を設けないことが定められている。**

このため、特定遊興飲食店営業の許可に関連し、個別の営業所における、客室の利用方法や安心・安全の管理方法を届け出る仕組みをつくり、営業所に一律でかかる基準である「構造要件」に特例を創設して頂きたい。

※風営法施行規則第75条第2号

客室内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。

### 協議結果

警察庁より、以下の見解が示された。

○特定遊興飲食店営業については、客室内部に見通しを妨げる設備を設けてはいけないこととされている。この趣旨は、客室内部の見通しを妨げるものを設けさせないことにより営業所内において善良の風俗を害するような行為が行われることを未然に防止しようということにある。

○このことは、提案のような届出制を設けるか否かにかかわらずいえることから、提案を認めるのは困難である。

指定自治体は上記見解に対し、**店舗運営等の実例において支障や課題が明確になった際は、再提案について検討したい**としたため、一旦協議を終了する。

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議結果について⑩

③ー2 対応しないとの担当省庁の見解に対し、提案自治体が現行制度の課題の整理及び課題解決のための本特例措置に対するニーズの把握を行い、再提案を検討することとされたもの

## 借地借家審判制度の創設【アジアヘッドクォーター特区（東京都）】（令和2年度春提案）

### 提案内容

借地借家法における建物の賃貸借契約における賃貸人の更新拒絶・解約申入に関する紛争を迅速かつ適正に解決するため、**借地借家審判制度**（仮称）を創設して頂きたい。

### 協議結果

法務省より、以下の見解が示された。

- 新たに借地借家審判制度を設けることについては、**立退きを求められることとなる賃借人側に手続の迅速な進行に向けたインセンティブがあるか等**が問題となり得る。
- 民事訴訟や民事調停といった既存の制度の下でも、**個別具体的な事案に応じて適正かつ迅速に適切な判断がなされているもの**と承知しているため、**新たな制度の必要性を含め、慎重に検討する必要がある。**

指定自治体は上記見解に対し、現行制度の活用を進めつつ、今後の業界団体等の動向を注視し、提案内容を補強しうるエビデンスが得られた際や現行の調停等の手続きにおける課題がより明確になった際には**再提案について検討したい**としたため、一旦協議を終了する。

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議結果について⑪

④ 国家戦略特区において実現した同内容の特例措置により課題が解決可能となったため、協議を終了するもの

## コワーキングスペース等に登記した外国企業に対する、在留資格「経営・管理」取得における事務所要件の緩和【アジアヘッドクォーター特区（東京都）】（平成31年度春提案）

### 提案内容

在留資格「経営・管理」には、「事務所の確保」の要件があるが、コワーキングスペース等はこの要件には原則適合しないとされてきた。

働き方やオフィスの在り方が多様化している状況を踏まえ、総合特別区域の地域協議会により認定されたコワーキングスペース等について、以下の要件を満たす場合は、「経営・管理」の「事業所の確保」の要件に適合するものとみなす。

### 協議結果

令和元年12月の第1回目書面協議において、法令等の措置を行うという方向性で合意に至り、法務省において指定自治体との具体的な調整を進めることとしていたところ、指定自治体から、令和2年3月に実現した国家戦略特区制度における特例措置「創業外国人材の事業所確保要件の緩和」の活用により、本提案に係る政策課題が解決可能であるため協議を終了することとしたとの意向が示され、法務省も了承したため、本協議は終了することとする。